平成２６年（フ）第３３８号
福岡県春日市日の出町１丁目25番地
債務者　野口　盛夫
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５２号
福岡市南区寺塚１丁目３番47号
債務者　三宅　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５６号
福岡市東区大岳２丁目２番12号
債務者　石原　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６２号
福岡市中央区長浜１丁目４番45―506号
債務者　高見　文江
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６３号
福岡市早良区南庄４丁目２番３―406号
債務者　伊藤　尚子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６８号
福岡県朝倉市堤1660番地５
債務者　吉住小夜子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８８号
福岡県宗像市村山田1467番地５
債務者　篠崎　敬子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１号
仙台市泉区旭丘堤２丁目19番23号　ハイツＩＴＯ101
債務者　吉村　　尊
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
仙台市宮城野区田子１丁目７番10号　加藤アパート102
債務者　成澤　里美（旧姓富樫）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
茨城県常陸太田市金井町3693番地の11、旧住所茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地
県営三反田アパート10―１―１
債務者　二階堂寛之
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
茨城県水戸市堀町976番地の11　木内ハイツ202号
債務者　鈴木ともみ
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
茨城県水戸市元吉田町111番地の２　パレットハイツ112号
債務者　本多　　進
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第８１号
茨城県水戸市天王町３番35号、旧住所茨城県水戸市堀町852番地の８
債務者　小堀　昭雄
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
茨城県ひたちなか市平磯町1851番地
債務者　綿引　庄二
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
滋賀県米原市本郷329番地
債務者　前川　貴司
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
広島県廿日市市地御前北１丁目９番21号
債務者　尾田　安子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３号
広島県安芸郡海田町南昭和町11番３―403号
債務者　繁田　広宣
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
茨城県牛久市猪子町992番地160　シクラメン107
債務者　柴山　理恵（旧姓北澤・鷺）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係